

2020年 5月 5日

会員各位

狛江インドアテニススクール
支配人 中村 雅巳

新型コロナウイルス緊急事態宣言に関する休業延長について

平素は、弊施設をご愛顧ご利用を頂きまして誠に有り難うございます。政府により緊急事態宣言が発令され1ヶ月が過ぎようとしておりますが、更に約1ヶ月の延長が決まりました。

それに伴い狛江インドアテニススクールでも5月6日まで、全館休業とさせていただいておりましたが、さらに5月31日まで休業を延長させていただきます。つきましては具体的な対応を下記にご案内させていただきますのでご確認の上、ご理解、ご了承をお願いいたします。

記

1. 休業延長期間

5月7日(木)～5月31日(日)

休業の期間、施設はご利用いただけませんのでご了承願います。

2. 61期のスケジュール変更

6月1日～6月21日(日)の3週間と4月第1週の4週間となります。

なお、今期の自己都合によるお休み等でのレッスン振替の取扱は平常通りとさせていただきます。

※来期62期は6月24日(水)～9月22日(火)の13週を予定しております。

3. 受講料

4月分として頂戴しております受講料は更に1ヶ月先の6月分に充当させて頂き、今月27日に振替予定の6月分受講料の口座振替はございません。(過去未納の受講料等は請求あり)

4. 前期(60期)退会された方の振替延長

62期レッスン最終日(9月22日)までとさせていただきます。

日頃の生活をテニスと共に過ごしの皆様にとっては、テニスが数ヶ月間出来ない事をととてももどかしくお感じのことと拝察致しますが、お客様とスタッフの命と健康を守るため、今しばらくのご辛抱をお願いする次第です。

なお、今後の情勢次第で対応が変わる場合も想定されます。その場合も順次ご案内致します。ご理解ご了承、よろしくをお願いいたします。